

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する地方法人二税、個人事業税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

申請手続等

- ・ 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

相 談 窓 口

事 務 所 名	電 話 番 号	住 所
岩国県税事務所	0827-29-1502	岩国市三笠町1-1-1
柳井県税事務所	0820-23-2121	柳井市南町3-9-3
周南県税事務所	0834-33-6413	周南市毛利町2-38
山口県税事務所	083-925-4151	山口市神田町6-10
宇部県税事務所	0836-21-2111	宇部市琴芝町1-1-50
下関県税事務所	083-223-7193	下関市貴船町3-2-1
萩県税事務所	0838-25-9873	萩市江向河添沖田531-1
山口県税務課(徴収対策班)	083-933-2282	山口市滝町1-1